

平成19年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成19年3月6日(火曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第4 議案第24号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について
- 第5 議案第20号 訓子府町農業集落排水事業償還基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第6 議案第1号 平成18年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)について
- 第7 議案第2号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第8 議案第3号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第4号 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第10 議案第5号 平成18年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第11 議案第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第17号 霊きゅう自動車に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第13 平成19年度予算案の提案にあたって(一括議題及び各議案の提案理由の説明)

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

13番 渡邊 易右工門 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深	見	定	雄	君	
総務課	長	山	田	日	出	夫	君
企画財政課	長	佐	藤	正	好	君	
町民課	長	山	川	栄	二	君	
福祉保健課	長	佐	藤	純	一	君	
福祉保健課業務監		三	好	寿	一	郎	君
農林商工課	長	山	内	啓	伸	君	
建設課	長	竹	村	治	実	君	
水道課	長	竹	村	治	実	君	
施設車両課	長	小	田	藤	夫	君	
教育	長	小	野		茂	君	
管理課	長	平	塚	晴	康	君	
社会教育課	長	佐	藤	明	美	君	
給食センター所長		石	森		修	君	
社会教育課業務監		上	野	敏	夫	君	
教育委員	長	白	崎	隆	誠	君	
農業委員会	長	鳥	山	勝	見	君	
監査委員		四	十	物	義	雄	君
選挙管理委員	長	田	古		久	君	
農業委員会事務局	長	菅	野		宏	君	

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小	野	良	次	君
議会事務局	係長	今	田	和	則	君

開会の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成19年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠の報告をいたします。渡邊易右工門議員から今定例会中の欠席の届出が出ております。したがって、13名の出席であります。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が26件であります。その他、請願1件、報告2件であります。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、11番、佐藤静基君、12番、小林一甫君、14番、橋本憲治君、1番、田中與土信君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

町長の挨拶

議長（柴田喜八君） 深見町長から召集のご挨拶があります。

町長。

町長（深見定雄君）

お許しをいただきまして、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回定例町議会をご召集申し上げましたところ、13名のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、今期をもって退任させていただく私にとりましては、最後の定例会となりますが、16年間の町政執行に対しまして、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただきます概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、人事案件についてですが、固定資産評価審査委員会委員1名及び網走支庁管内町村公平委員会委員1名の任期満了に伴う選任についてご同意をいただきたく提案させていただきます。

次に、平成18年度各会計補正予算案の概要についてであります。一般会計におきましては、総務費では、財政調整基金積立金などを。民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金や自立支援サービス事業に係る扶助費などを。衛生費では、老人保健特別会計繰出金などを。消防費では、北見地区消防組合負担金などを追加させていただくほか、全般的にわたり決算見込みを行った結果、一般会計では総額8,866万9,000円の追加補正を提案させていただきます。

特別会計及び事業会計につきましては、国民健康保険事業特別会計において、保険給付費等の追加補正を提案させていただきましたが、老人保健特別会計など4会計においては、決算見込みの調整により減額補正の提案となりました。

次に、条例関係でございますが、「訓子府町副町長定数条例」を新たに制定する提案をはじめ、条例の改正では、「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定など、6件を提案しているほか、「霊きゆう自動車に関する条例」など2条例の廃止についても提案させていただきました。

このほか、平成19年度から10年間のまちづくりに係る「第5次訓子府町総合計画について」提案をさせていただきます。

なお、平成19年度の予算関係につきましては、その概要について、後ほど「平成19年度予算案の提案にあたって」により申し述べたいと存じますし、担当課長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、改めまして16年間のご指導とご協力に感謝を申し上げますとともに、ふるさと訓子府町の発展と町民福祉の増進が図られますようご祈念申し上げ、本定例会招集のご挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議案第23号

議長（柴田喜八君） 日程第3、議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書71ページです。

町長。

町長（深見定雄君） 議案第23号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、人事案件でございますので私からご説明をいたします。議案書71ページでございま

す。

すでに、議員の皆様にはご存じのことと思いますが、固定資産評価審査委員会委員であります山崎実氏が、この4月27日をもちまして任期満了となります。

山崎氏は、前任者の残任期間として、平成15年2月1日から固定資産評価審査委員会委員としてご活躍をいただいております、引き続き任命いたしたくご同意をお願いするものでございます。

山崎氏の経歴につきましては、議員の皆様もよくご承知のことと存じますが、改めまして簡単にご紹介いたします。氏は、昭和24年のお生まれで現在満58歳。福野で農業を営まれています。昭和44年に訓子府高等学校をご卒業後、家業の農業に従事され、現在に至っております。これまで訓子府町子供会育成連絡協議会副会長、スポーツセンター運営審議会委員などを歴任され、平成13年12月からは民生委員として、地域の福祉の増進にご尽力され、平成16年の福野実践会長として、地域の住民自治と課題の解決に積極的に活動されました。このように山崎さんは、幅広い分野においてご活躍され、町民の信望も厚く適任者と存じますので、選任のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成19年4月28日から平成22年4月27日までの3年間でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第24号

議長（柴田喜八君） 日程第4、議案第24号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書の72ページです。

町長。

町長（深見定雄君） 議案第24号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について、人事案件でございますので私からご説明をいたします。議案書72ページでございます。

網走支庁管内の町村が共同で設置しています網走支庁管内町村公平委員会の委員として、

平成14年10月1日からご活躍をいただきました齊藤誠氏がこの3月31日をもって任期満了となりますので、新たに元端野町長の田中誠氏を委員として選任いたしたくご同意をお願いするものでございます。

田中氏のご経歴について、簡単にご紹介をさせていただきます。田中氏は、昭和10年12月7日生まれの満71歳で北見市にお住まいでございます。旧端野町の各課長を歴任された後、平成4年4月から北見市の合併により退任された平成18年3月まで4期14年間にわたり端野町長を務められました。このように田中氏は、長年の地方公務員、特別職として、豊富な行財政運営の経験をお持ちの方であり、公平委員として適任者と考えますので、選任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第20号、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、
議案第5号、議案第6号

議長（柴田喜八君） この際、日程第5、議案第20号、日程第6、議案第1号、日程第7、議案第2号、日程第8、議案第3号、日程第9、議案第4号、日程第10、議案第5号、日程第11、議案第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第20号から順次お願いいたします。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案第20号について説明いたしますので、議案書66ページをお開きください。

議案第20号 訓子府町農業集落排水事業償還基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、提案内容の説明をさせていただきます。

訓子府町農業集落排水事業償還基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成12年条例第5号）を廃止する条例を次のように制定しようとするものであります。

記としまして、条例案を載せておりますが、その内容につきましては、訓子府町農業集落排水事業償還基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成12年条例第5号）を廃止するというものであります。これにつきましては、農業集落排水事業の平成11年度借入れの起債償還において、道補助制度の改正により創設された農業集落排水事業償還基金から起債償還の元金利子分を繰り入れするものであり、平成18年度ですべて取崩しするために、基金の支消に伴い条例を廃止しようとするものであります。

附則としまして、この条例は、平成19年3月31日から施行しようとするものであります。

以上、議案第20号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第1号 平成18年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように、8,866万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ44億6,527万7,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2ページ以降のとおりでございますが、これについてご覧をいただくこととし、後ほど7ページ以降の事項別明細書によりその内容を説明させていただきます。

第2条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、債務負担行為の変更について、第4条では、地方債の変更及び追加について定めており、それぞれ第2表から第4表により説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。4ページの表は、第2表、繰越明許費でございます。これは国の補正予算との関係上、介護保険システムの改修事業として271万6,000円、消防の通信指令装置、更新整備事業として3,919万2,000円、訓子府中学校アスベスト対策事業として3,000万円をそれぞれ平成18年度予算に計上し、翌年に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

次に、4ページの下の方でございますけれども、第3表、債務負担行為補正でございます。当初予算でご決定をいただいた訓子府高校入学生の通学支援対策事業につきましては、対象生徒の確定等により総額が大きく減額となりましたので、変更しようとするものでございます。これにつきましては、歳出予算でも減額計上をさせていただいております。

次に5ページは、第4表、地方債の補正でございます。5ページから6ページにまたがる合わせて14件の起債につきまして、事業費及び起債充当率の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更しようとするものでございます。

なお、5ページの中ほどにあります道貸付の食料・環境基盤緊急確立対策事業につきましては、一般財源が確保できたことと、実質公債費比率等の財政指数の上昇を抑制する観点から借入れを取り止めております。

次に、6ページの下の方の表でございます。地方債の追加でございます。一番上の各種災害関連事業と下のほう2つ災害復旧事業につきましては、昨年の大雨災害による単独災害の適債事業費が確定したことにより、追加しようとするものでございます。

また、繰越事業として行う2項目の通信指令装置更新整備事業と、その下の訓子府中学

校アスベスト対策事業の地方債につきましては、繰越事業でありますので、平成19年度に借入れを起こすことになるものでございます。

7ページからは、事項別明細書になります。内容につきましては、時期も年度末になりましたことから、補正の大部分は事務事業の実績、あるいは生産による増減でありますので、特徴的なもののみ説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、8,866万9,000円を減額する補正予算の特徴的なものについて説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) ここで休憩に入ります。午前10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

なお、室内がちょっと上がってきたようなので、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

なお、先ほど説明いたしました議案第1号に訂正がございますので、企画財政課長に説明をさせます。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) お許しをいただきましたので、一部訂正をさせていただきますと思います。

議案書の26ページの3目図書館費の18節、備品購入費で図書13万円の追加の説明にあたりまして、私の説明のほうで11ページの一番下にあります教育費指定寄付金と同額で計上しているというふうに説明申し上げました。実は、この11ページの一番下のところをご覧いただきたいと思いますが、指定寄付金については、15万円ということで2万円ほど多くなってございます。図書の購入費としての寄付金につきましては、13万円ということで、その分を同額支出のほうの予算に計上させていただきました。残り2万円については、社会資本整備基金のほうに積み立てをしているということで、同額でなくて2万円寄付金のほうが多くなっているということで訂正をさせていただきます。

議長(柴田喜八君) 町民課長。

町民課長(山川栄二君) 議案書の30ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条では、歳入それぞれ917万3,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億818万3,000円とするものであります。

次に、31ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただくことといたしまして、その内容につきましては32ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成18年度国民健康保険事業特別会計の補正予算について、その提案の説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ5,604万円を減額し、予算総額を歳入それぞれ7億9,684万9,000円とするものであります。

次の37ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただくことといたしまして、その内容については38ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成18年度老人保健特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 議案書の40ページをお開き願います。

議案第4号 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3,917万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億9,109万3,000円とするものであります。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものとするものであります。

次に、41ページの第1表は、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますのでご覧をいただき、その内容につきましては、42ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

また、第2表、繰越明許費につきましては、介護保険制度の改正に伴う介護保険システムの改修に要する予算を平成19年度に繰越してしようするため、354万1,000円を繰越明許費として計上するものであります。

次に、42ページの歳入から説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

次に、45ページにつきましては、繰越明許費に関する調書でありますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上、平成18年度介護保険事業特別会計の補正予算について、その提案理由の説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 議案第5号について説明いたしますので、議案書46ページをお開きください。

議案第5号 平成18年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条の歳入歳出それぞれ3,077万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出そ

それぞれ2億3,652万9,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の変更ですので、48ページで説明をさせていただきます。

第3条につきましては、地方債の変更でありますので、これも48ページで説明をさせていただきます。

次に47ページは、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては、49ページ以降の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

48ページにつきましては、債務負担行為補正であります。個別排水事業において、限度額2,500万円を限度として計上しておりましたが、希望者がいなかったため廃止をするものであります。

次に、地方債補正であります。個別排水事業の事業費精査により、下水道債の借入限度額3,220万円を2,180万円に、また、過疎債の借入限度額1,730万円を1,170万円に変更するものであり、補正後の起債の方法はいずれも補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

次に、49ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書であります。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

次に、52ページの地方債の調書であります。平成18年度末における補正後の元金残高につきましては、合計欄の一番右側にあります9億6,051万7,000円となる見込みでございます。

以上、平成18年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) 水道課長。

水道課長(竹村治実君) 議案第6号について説明いたしますので、議案書53ページをお開きください。

議案第6号 平成18年度訓子府町下水道事業会計補正予算(第2号)について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で、収益的収支及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では営業外収益で127万円を減額し、収益の総額を1億9,467万5,000円とするものであります。

次に、支出であります。営業費用で1,544万円を減額し、営業外費用でも34万円を減額し、費用の総額を2億1,475万4,000円とするものであります。

次に、第3条で、予算書第4条本文括弧書きの4,791万1,000円を7,071万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入では、企業債で3,130万円を減額し、収入の総額を1,257万1,000円とするものであります。

次に、支出であります。建設改良費850万円を減額し、支出の総額を8,328万2,000円とするものであります。

次に、第4条では、予算書第8条に定めた他会計補助金の既決予定額4,774万8,000円を136万5,000円減額し、総額4,638万3,000円とするものであ

ります。

次に、第5条では、予算書第9条に定めたたな卸資産購入限度額の既決予定額763万7,000円を365万6,000円減額し、総額398万1,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、54ページ以降の説明書で説明をいたします。

54ページから55ページの説明につきましては、一般会計の事項別明細書に相当するものであります。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

次に56ページは、資金計画の一覧表であります。後ほどご覧いただくことといたしまして、説明は省略させていただきます。

以上、平成18年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第20号、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第20号の質疑を許します。66ページです。ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑がないようですので、議案第20号の質疑を終了いたします。ここでちょっと時間の関係もございますので、ここで昼食のため休憩といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

議長(柴田喜八君) それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

まず先に、先ほど説明いたしました議案第5号について、訂正がありますので説明をさせます。

建設課長。

建設課長(竹村治実君) 50ページの歳出でございますが、1款の総務費の右側3の水道事業会計繰出でございますが、繰出金の28節、水道事業会計繰出金。先ほどの説明の中で繰出金135万円と説明いたしましたが、正しくは議案の記載のとおり140万3,000円でございます。説明を訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) それでは、議案第1号の質疑を許します。

皆さんにお願いします。議案第1号は、結構ページ数がありますので、発言者は「何ページの」ということを言って、一呼吸おいてから中身に入っていただきたいと思います。

質疑ございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番(佐藤静基君) 8ページお願いいたします。使用料の中の4番、農業使用料の

件でありますけれども、先ほどの説明で計画より頭数減ということで、344万2,000円の減ですが、最終的に頭数はどれだけ減になったのか教えていただきたいと思います。

それから、21ページをお願いいたします。これも中ほどにあります牧場費の件でありますけれども、頭数減ということがありまして、それに経費が10%の削減がどうなるのかわかりませんが、節の中で7節から11節、12節について、かなり大きなものの削減がございます。もう少しこの点について、具体的に説明をお願いしたいと思います。

次に、23ページをお願いいたします。都市計画の公園費でありますけれども、公園費につきましては、平成17年度から平成18年度にかけて約900万円。機構改革などがありまして、今年さらに100万円ほど削減になっております。

そこで、レクリエーション公園費の管理の中で、臨時作業員、それから消耗品費、2番の各公園維持管理事業で光熱水費だとか、中央公園の緑地維持管理等の業務について、減額になっておりますけれども、主なものとしてどういう点を具体的に削減されたのか、これの説明をいただきたいと思います。

次、25ページ。上段のスクールバスの運行費の件でありますけれども、委託料が37万2,000円ほど減額になっております。この理由の説明を求めたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 8ページなのですが、頭数減につきましては、当初710頭見込んでおりましたけれども、最終的には578頭ということでございます。

続きまして、21ページ。牧場費の特に7節、11節、12節の削減の理由なのですが、7節につきましては牧場技能員。これにつきましては、毎月10時間ほど時間外を見ておりましたが、実際の時間外につきましては入退牧のみということで、37万3,000円の減と。臨時作業員につきましては、入牧検査というのを実施してまして、この日数を1日減らしたことによりまして、もちろん頭数減の影響もありますけれども、それによりまして削減されていると。

そして、需用費につきましては、多くは経費の節減と。燃料費ですとか、そういうものの経費の節減ですとか、あるいは消耗品費につきましては、実は土壤改良材の「ホクトウライム」を散布予定だったのですが、土壤分析の結果、必要がないということがわかりましたので、その部分について減額したということでございます。

それと役務費につきましては、特に一番上にあります肺虫の手数料。実際98万円計上して、全額削減したのですが、これについては実は草地協会を実施しています草地畜産生産性向上対策事業という補助事業がございまして、それに今年乗りまして、それによって防疫費ですとか、あるいは運送費、これの2分の1を助成していただけるという、こういう事業に載りましたものですから、平成18年度その協会のほうから約120万円歳入ちょっと入ってまいりましたので、その分で相殺されて98万円が減額された。その下の予防の手数料についても同様の理由で減額となっております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 施設車両課長。

施設車両課長（小田藤夫君） 23ページのレクリエーション公園管理事業ということで、7節の賃金、それから11節の需用費の関係で消耗品費ということでございます。

まず、レクリエーション公園の臨時作業員の関係でございますけれども、これにつきましては、昨年8月、10月ですか、大雨ということで、そのうちで橋も道路もやられたということで、かなり被害があったということで、一時的に公園を閉鎖が経緯がございます。そのときに休んでいただいたということ。

それから時期が終わりまして、冬囲いの業務がございます。それらも効率的にやっていたいただいたということで、雇用日数の減となったということでご理解をいただきたいと思っております。

次に、需用費の中の消費品費23万7,000円減でございますけれども、これらにつきましても、細かいものでございますけれども、経費の節減に努めた結果ということでご理解いただきたいと思っております。

次に、各公園施設の管理事業の中で、光熱水費50万円ほどございますけれども、これは特にきめ細かな対応をしたということで、例えば天気の良い日、それらも含めて多少の期間減とか、いろんな工夫をしまして、特に光熱水費、モーター関係とか、そういう噴水関係、電気がかかりますので、それらも含めてかなりきめ細かなもので調整したということで50万円ほど減になっております。

それから委託料の中で、中央公園緑地等維持管理業務ということで、11万2,000円。これは見積り合わせの段階による中央公園でございますけれども、執行残ということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 25ページのスクールバス運行事業のスクールバス代替特別運行業務37万2,000円の減の要因でございますけれども、これにつきましては、超勤、スクールバスの目的外等の平日、それから土日の運行ということで、その場合は時間外をお支払していますけれども、その予算時契約単価、それから時間数の減ということで減額をしたということでございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 何点か伺うと思うのですが、まず最初に7ページの町民税に関わって伺いたいと思っております。ここにもありますように、個人町民税が現年度課税分で1,169万円ほど追加になっています。これの最大の要因は、定率減税が半減したと、その分が町民税に回るというような地方にも回るというような仕組みが大きな要因なのだろうというふうに思うのですが、これに関わって保育料に影響が出たりしているのですが、この税制改正による実際に町への町民税、もしくはそれ以外の使用料も含めた金額的な跳ね返りと言いますか、それらともう1つは交付税が制度が変わらないと仮定して、交付税との関係でどんなふうな状況になったというふうに、税に関わってこれらの担当されている方がとらえておられるか1点伺いたい。

それから、同じページの地方交付税の関係で伺いたいと思うのですが、今回普通交付税で6,300万円何某を追加補正しています。そのほかに前段の説明では、確か5,000万円ほど留保しているというふうにたぶん説明されたと思うのですが、3月

の状況から言いますと、かなりなっていると。今後、出納閉鎖期間までの間、特に年度のうちに必要とする額が実際には5,000万円も調整のために必要なのかどうかということになるのですけれども、この調査予算の段階である程度はつきり本当は留保という形とらないで計上すべきでなかったのかなと思うのですけれども、そこら辺の状況について、どういう考え方を持たれてこういう措置を取ったのかという点について伺いたい。

先ほどもちょっと申し上げましたけども、常設の保育所の利用者負担とか、それから入園料や保育料、教育使用料で負担金が増えたと、あるいは保育料が増えたというようなことで、階層と言いますか、所得階層の上昇ということが要因として大きいのかなというふうに思うのですけれども、結果としてこの減税に伴って階層がほとんどの人が移動したのだろうと思うのですけれども、そこら辺実態としてはどうなのでしょう。そこら辺について伺いたい。

それから11ページなのですけども、15款の2項になりますか、財産売払収入の関係で聞きたいのですけれども、当初予算が271万円だったのが、今回補正で224万円補正になったというようなことで、市況が当初考えていたよりも遥かに良かったのかなというふうに思っているのですけれども、実態としてはそうだったのか、あるいは材質と言いますか、それらでこのような結果になったのか、今後のその市況も含めて、状況について説明をお願いをしたいと思います。

それから、12ページの推進交付金なのですけども、下のほうにあります。農業関係の予算に関わって組み換えが行われたということで、特に新しく推進交付金の対象になった事業の特徴とねらいについてどのようなとらえ方をしているのか伺いたい。

それから、17ページの障害者自立支援法に係わる予算措置の組み換えが行われていますけれども、金額的には3,730万円が計上されていると。これは、この年度内に必要ということで、予算計上をもちろんされていると思うのですけれども、もうすでに見通しとしてはほとんどのものが使われるという状況なのかどうか伺いたい。

それから、28ページの繰越明許費に関するものについて伺いたいと思うのですけれども、ここに3つほど、民生費、消防費、教育費ということで、繰越明許で対応するというで新しい年度に予算を持ち越すということにして3事業ほど明示しています。

ちょっと聞きたいのは、中学校の体育館のアスベストについては、休みの期間を利用するというようなことで、授業になるべく影響を与えないということでわかりますけども、あとの介護保険のシステムの改造、あるいは通信指令の装置の更新などは繰越明許でやることのその意味と言いますか、その目的と言いますか、根拠と言いますか、それらについて伺いたい。

それから、29ページの地方債の調書なのですけども、これを見て大方の方はわかると思いますけども、起債が累積残高年々減少しているというようなことで、財政担当を含めて職員ががんばっているということの一つの証明になるのかなということにいうふうに思いますけども、財政規模が年々予算規模が小さくなっているということで、そういう状況の中でも公債比率がなかなか落ちないということは否めないことだと思います。

特に一番、そういう点から言いますと、負担が大きいのかなと思うのは、やはり交付税の対応のない、あるいは対応の少ない額を抱えている部門ということが特に負担して大きいだろうと思うのですけれども、そういう点で役場庁舎が特にその財政措置の負担のない

というようなことで大変なのだと思いますけども、この状態が今のままでなるべく推移しないで、今後とも減少していくというような傾向にならなければならないわけですが、それでちょっと聞きたいのはかなりものが財政措置があると。実質、残っている74億円のうちに財源措置がどの程度ちょっと見込めるのかというふうに考えればいいのかということ、70億円の負担から60億円もしくは50億円に変わるというのが今の状況で言えば大体いつ頃になるかと。どういうふうに、そこら辺について見通しを持っておられるのか伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） まず、1点目のページ数で7ページの町税、個人町民税についてのご質問をいただいております。

内容は交付税の関係もありますので、その部分については、担当のほうからご説明をしていただきますけれども、いわゆる町民への跳ね返りがどの程度あったのかというご質問でございますけれども、確かに定率減税によりまして、税率が変わったことによりまして、町民に対しては何らかの影響はあったと思いますけれども、その跳ね返り部分の内容についてはちょっと把握をしておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 同じく7ページで、今のお話のありました町民税個人増のいわゆる恒久減税ですとか、そういったものの交付税との関係なのですけれども、基本的に税源移譲ですとか、恒久減税の下がった分については、今回平成18年度については100%普通交付税に算入されておりますので、正直言って実質的な税のほうで増えても交付税でその分が減っているということをご理解をいただきたいと思います。

それと、地方交付税で5,000万円ほど留保という説明をさせていただきました。それで、本来的には全部計上すべきでないかということをご指摘ございましたけれども、この地方交付税の予算の中には、普通交付税と特別交付税というのがございます。特別交付税については、従前の交付実績などをもとに1億6,000万円ほど予算計上をさせていただいております。災害関係が非常に内地のほうで多いということもありまして、ちょっと多過ぎると言えば多過ぎるかもしれないのですけれども、特別交付税で最悪5,000万円落ちても予算割れ起こすことのないようにということで、普通交付税のほうで留保させていただいたということをご理解をいただきたいと思います。本来ですと、確定しておりますからそのまま載せてもいいのですけれども、最悪、決算時点で赤字ということになっても困りますので、特段のご理解をいただきたいと思います。

それと28ページにまいりまして、繰越明許の調書に関しまして、介護と消防についての繰り越しの根拠ということでお尋ねをいただきました。これは説明の際にもお話ししたように、いずれも国の補正予算を受けてのものでございます。ですから、国の予算も補助金等についても繰り越しされるということでございます。国の予算に合わせて、本町も平成18年度に予算を計上して、平成19年度で実施するというものでございます。

それと、あと29ページの地方債の調書の関係ですけれども、ちょっと今とりあえず財源措置の関係で、平成18年度末現在高で74億5,660万4,000円あるのですけれども、そのうちどの程度が財源措置されるのかということにまずお尋ねありました。毎年というか、年に2回出しております「町の収入と支出のようす」という折込チラシにひ

と通り書いてあるのですけども、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、それ調査してから、また改めてお答えをさせていただきたいと思えます。

あと同じように、その50億円程度になるのは何年頃かというお尋ねだったのですけど、これについても資料を持ち合わせておりません。場合によっては、ちょっと改めて計算しなければいけないかもわからないのですけれども、ちょっとご時間いただいて調べた上で、また改めてご回答させていただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 7ページの町民税の定率減税の関連で、保育所関係の保育料の影響ということでお尋ねがございましたけども、保育料につきましては、原則所得税で計算してということございまして、所得税のほうで減税が変わっていれば、これの影響は出てくるということになっております。

町民税は、所得税のかかっていない方は、前年度分の町民税を見ますので、定率減税が半減する前の年度を見るという形になりますので、その分では町道民税の分だけでいけば影響は出てこないかと思えますけども、所得税で減税が変更になっていけば影響が出てくるということございまして、影響額につきましては、積算してございませんでござ承りさせていただきたいと思えます。

補正の中でも、常設保育所、それから季節保育所、それから幼稚園ということで、それぞれ増額補正をしておりますので、この定率減税が変更になったことで影響というのは出てこようかというふうに思っております。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 11ページの下の方生産物売払収入の224万2,000円の追加なのですけども、これにつきましては、予算計上に比べて全体で3回売り払ったのですけども、全体的に予算計上に比べて材が増えたということと、若干単価が上がったというのは事実なのですけども、一番大きかったのは一番最後にあります秋口の実は入札なのですけども、確かに予定よりも3割程度材も増えまして、用材率も高かったことは事実なのですけども、私どものほうで170万円程度かなというふうに見ていたのですけども、これはたまたまこの需要の関係だったのか、1社だけそれに対しまして320万円と。これはほかの会社はもっと低かったのですけど、1社だけということで、そのような差額が出たものですから、かなり大きな追加ということになりました。ただ、確かに価格的には上がっているのは事実だと思いますけども、今言いましたとおり、全体的に全部の会社が払っているというわけでもないのですので、何とも言えないと思えますけども、少なくとも今年度当初で3,000円と組んでいましたけども、それ以上には間違いなくなっているというような印象は持っております。

それと、次のページなのですけども、12ページのいわゆるパワーアップ事業の関係なのですけども、これにつきましては、当初制度が変わる平成18年度についてはかなり道の財政も厳しいということで、農家負担が上がるのかなというふうに思っておりましたけども、結果的にはほとんど変わらなかったと。逆に心土破碎とか、除礫じょれきに関しては、前対策で10%だったのが7.5%になったとかいう、返って農家負担が減ったと。

ただ、一方では用水施設、これについては7.5%だったのが10%になった。ただ、これについては、うちの町で該当する方おりませんので、そういった具合に若干の工種で

負担率が増減があったということでございます。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま17ページの自立支援サービス事業費の3,730万円につきましてご質問がございました。これからこの3,730万円の支出をするのかということでございますけれども、実はこの分につきましては、10月以降制度が変わってから分の支出がもうすでに出ておりまして、前のページの16ページの例えば経費区分9の障害者支援費事業ですとか、17ページの経費区分10の身体障害者等各種給付事業、次の11番の進行性筋萎縮症者施設措置事業等につきましては、ここの科目でいままでは、10月以降の分も支出をしておりましてけれども、正しい形に直しますというか、事業区分を改めて整理をいたしまして、自立支援サービス事業費としまして、経費区分ナンバー17番というものを作りまして、ここの寄せてきたものということで、すでにこの3,730万円のうちの10月以降の分については、一部もう支出がされているということでご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 先ほど回答保留しておりました2点のうち1点だけ、まずお答えをさせていただきたいと思います。

交付税の地方債の残高に対する交付税の措置割合なのですが、概ね52%ということになってございます。ですから、48%が実質的な町の一般財源で賄わなければならないものとなります。平成18年度末の残高が74億5,660万4,000円、これ29ページの調書ですけれども、その48%と言いますと約35億8,000万円の町費ということになるかと思っております。

もう1点については、ちょっとまださらに調査しておりますので、わかり次第お答えをさせていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 7ページの歳入の関係で、町税のことについて若干お聞きしたいのですが、これは町税の法人の関係でマイナスが460数万円出ておりますけれども、これはどういう主な要因とこのはどういうことなのか、これを教えていただきたい。

それと固定資産税の関係で2億1,600万円と、補正後の金額が出ていますけれども、その中で固定資産税の関係で大きく分けて農業者の固定資産税と、例えば農業者以外の固定資産税、大きく分けてどのようになっているかわかれば教えていただきたい。

それと、もう1つ先ほどその償却資産税が主な要因で増額になっております。固定資産税389万円、この償却資産税というの、主なものは農業者が支払っているものかなというふうに私は理解しているのですが、これを固定資産税占める償却資産税というのはどの程度あるのか、これを教えていただきたい。大体の概数でいいかと思うのですが。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 7ページの町税についてのご質問3点ほどございました。

まず、1点目の法人町民税462万5,000円減、これの主な要因ということのご質問でございますけれども、法人町民税につきましては、法人の事業所得の減少、それと法人の件数の若干の減、件数減と所得の減少が主な要因で、減少しているということござ

います。

それと2点目の固定資産税の関係で、農業者分と農業者以外の分の内訳についてのご質問をいただきましたけども、正直申し上げまして、農業者と農業者以外というような区分分けて算出しておりませんので、今の時点ではちょっと申し上げることは不可能ですので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、次の償却資産の分でございますけれども、償却資産につきましては、農業者の方もありますし、事業者の方も償却資産の申告していただいております。主に、農業者の方の償却資産が多いわけでございますけども、特に償却資産が主な内容ですというようなお答えをしましたけれども、そのほかにも土地の地目変更、例えば農地から宅地へ地目変更をするだとか、そういう地目変更によるものもこの数字の中で100万円ほど入っていることで、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、固定資産税の中で償却資産の占める割合がどのぐらいかということですけども、全体の約30%ぐらいが償却資産の課税になります。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 先ほど、田中議員からお尋ねいただきましたページが29ページ、地方債の調書の関係でございます。

50億円程度になるのはいつ頃かという地方債の残高のお話だったのですがけれども、平成17年度の決算統計の数字しかデータがございませんので、その辺ちょっとご理解をいただきたいと思うのですがけれども、平成25年度に元金としては4億7,731万円になると、50億円を切るということに。これ償還額です。間違えました。すみません。また、もしかしたら単年度の償還額しかわからないかもわからないです。すみません。ちょっと残高の調書を打ち出したことないようですので、もしお許しいただければ後ほどまたということ。

議長（柴田喜八君） 11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 26ページをお願いいたします。

社会教育の総務費の件でありますけれども、一番上段から青少年教育推進事業の中で、週末活動支援事業指導者の41万7,000円の減の理由の説明をお願いいたします。

その下の芸術・文化振興事業の中で、昨年私らの地区で埋蔵の調査が行われたわけですがけれども、その結果どういう成果と言いますか、物が出たのか出ないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤明美君） まず、一番最初のお尋ねでございますけども、週末活動支援事業と指導者の賃金分の減ですけども、実はこれにつきましては当初予算の中でも単費として組んでいたのですが、実は途中で国の制度の補助を受けることになったという部分がございます。そして、その補助が団体に直接入る補助という部分で、その中で指導者の部分の賃金がちょっと安いのですが、3分の1程度、有償ボランティア程度の金額が当たるとい部分が出ましたので、その部分を団体のほうから出して、うちの当初単費で組んでいた部分もその差額の分を出したという部分で、その部分の団体で持った分が減ったというふうに考えていただければと思います。その分が41万7,000円減に

なったという大きな理由でございます。

そして、2つ目の芸術・文化振興事業の中の7節から22節の分で、これは収入のほうの80万円の減というのがございましたけども、これはご存知のように農道事業でやったところで、成果的には十勝石、十勝石の石器類、それが685点出ております。そして、今報告書も出来上がってきておりますけども、事業的にはまだ3月20日までの工期の部分ですので、成果品として685点出て報告書ができたというふうに理解していただければいいのかなと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 度々申し訳ございません。

29ページの地方債の調書の関係でございます。調べました結果、平成17年度末現在高、この表でいきますと左から3行目になりますけれども、下から3段目77億9,106万2,000円。この金額が500万円割る年度ということになりますと、平成21年度にこの金額が47億円になるということになっています。このほかに平成18年度債とか、これから予算審議します平成19年度債がさらにここに加わっていくということでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 3点ほどちょっと再度伺いたいと思うのですけれども、まず1点目の交付税の関係で5,000万円の留保の理由が予算割れを起こさないということで、備えていると言いますか、そういうことだという。それはわかりました。

結果的に、今回のこの補正以外で整理するものは整理して、必要なものは措置をとると。それで、なおかつ処理できないものは、この5,000万円の留保財源が充てられるということになると思うのですけれども、それでどの程度が必要になるかわかりませんが、大半がたぶん残るだろうと。そうなりますとこの大半は調整基金に積み立てをするということで、整理をするということになる。それでいいですね。

それから、もう1点聞きたいのですけども、17ページの障害者自立支援に関わる関係なのですけども、ちょっと聞きたいのは、今回組み換えたのと、そして、なおかつ組み換えたものが予算計上されたもののうち、区分だけ変えたのでお金そのものは出ているという説明だったので聞きたいのですけども、これ区分変えない状態で、予算を使った状態にして組み換えるというのはダメなのですか。制度的には、そういうことで対応するのが正しいのではないのかなとちょっと思うのですけれども、その会計制度上、そこら辺がどうなのかちょっと伺いたいと。本来から言えば、たぶん12月に補正組み換えすべき性格のものだったと思われるのですけれども、そこら辺について、今期になったという点も含めて説明をお願いしたい。

それから、繰越明許費に関わって1点だけ伺いたいのですけども、民生費の関係の繰越明許なのですが、介護保険のシステム改修の事業なのですが、たぶん今の状態から言えば、システム改造は少しでも早いほうがたぶんいいのではないのかなと。繰越明許で国からの予算が平成19年度ということでは来年度にならないと来ないという、どうもそういうことなようですけれども、例えばその国もしくは自治体が必要とするシステム改造を予算に余裕があれば、今年のうちにやってしまうことによって、平成19年度にこの必要なお金を

出してもらおうというような対応は制度的にできないのでしょうか。そこら辺について伺いたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 1点目の交付税の関係にお答えしたいと思います。予算書は7ページになります。

議員おっしゃったとおり、大半は残るものというふうに私どもも考えております。万が一に備えてということで、ご理解をいただきたいと思いますが、基本的には剰余金として残る予定でございますので、最終的には決算積立で財政調整基金に積み立てるということでご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず1点目、17ページの障害者自立支援法の関係でございますけれども、この経費区分につきましては、本町独自の予算の事項別明細上のシステムでございますから、無理に変えなくても良かったのではないかと例えば、それはそれで可能であったというふうに思います。現実問題として、最初に一度補正をさせていただいておりますけれども、これは例えば16ページの経費区分9の中で、支援費の中で支出してもそれはそれで制度上かまわないということで進めてまいりましたけれども、最後、新年度予算との絡みもありまして、やはり整理した中で新年度予算との整合性を取れる形に整理したほうが後々わかりやすいのではないかとということで、今回このような形で整理をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから次に、介護保険システムの繰越明許費の関係でございますけれども、実はこれにつきましては、そのシステム改修の内容は、国民健康保険とか、これからできます後期高齢者医療制度。その後期高齢者医療制度の保険料が、年金からの特別徴収になるということで、基本的には、介護保険と同じようなシステムになります。それに引きずられたような形で介護保険のシステムも変えなければならないということがあります。

それで、今回介護保険だけが先に上がっているというのは、この介護保険システムの改修経費の改修の場合は、改修内容がある程度固まっているとか、概算見積が現時点で作成が可能であるということで、とりあえずと言って何ですけれども、国のほうからは「とにかく平成18年度で予算を計上しなさい」と。ただ、国民健康保険とか、後期高齢者医療システム改修に関する経費の取り扱いが決まっていないという部分がございます、実際問題今すぐ仕事にかかることができないという、そういう理由がございます、このような形を取らせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 18ページの上段の関係です。高齢者在宅サービス事業の関係で、説明の中で利用減によるという説明があったと思うのですが、高齢者の数が増えている状況の中で利用減という部分を見ますと、みんなそれぞれ健康になったのかなという感じもしないわけでもないですが、その辺についてどういう状況なのか、また、これからの方向性として利用減ということが今後も見込めるのかどうか、その辺についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

それと、8ページが一番下段の衛生手数料の件ですが、廃棄物処理料の300万

円の減という点で、実績をもとにした減という数字を出したという説明だったと思うのですが、かなり大きな金額だというふうに思うのですが、この数字が減になっているその原因と言いますか、実績ということですから、廃棄物が出ないということだと思ってしまうのですが、この傾向は今後も続くのかどうか、その辺についてお聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、18ページの高齢者在宅サービス事業でございますけれども、減の理由が利用者が減ったという説明だったということでございますけれども、確かに高齢者は増加しているわけですが、これを事業を一つひとつ見ていきますと、例えば生きがいデイサービス事業でも66万4,000円減額となっておりますけれども、これにつきましては、この制度自体は介護保険の適用にならない方の制度でございますけれども、これを利用していただいていた方が介護保険対象になって、ここから減ってきたという、そういうような理由が大きな理由になっております。

それから、またショートステイにつきましても、利用者そのものも減ってございますけれども、介護保険制度の改正の中で、食費とか居住費が個人負担になったということで、その逆に個人負担になったことによりまして、その人の介護保険を使う枠に余裕ができたことによって、その分を介護保険のショートステイを使うことができるようになったとか、そういうような理由もございます。

それから、例えばホームヘルプサービスにつきましては、そのヘルパーの利用も現実に減っているわけがございますけれども、これにつきましても、ヘルパーの利用がちょっと大きく落ち込んできているということもございまして、担当しています社会福祉協議会のほうなんかでも、いろいろ分析してきた結果でございますけれども、その有効と言うか、なぜと言うのは、「こういう理由だよ」という明確なものがちょっと出てないという部分もございます。ただ、居宅介護事業所を運営しています社会福祉協議会におきましても、利用を促すというような意味合いでも、広報にチラシを折り込んだりとか、そういうようなPRに努めてはいるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 8ページの一番下にあります保健衛生手数料、廃棄物処理手数料についてのご質問でございますけれども、廃棄物のいわゆるごみの排出量と言いますか、ごみの量については減少している状況にはありません。現実的には増えております。ただ、この指定ごみ袋がなぜ少ないのかというのは、ちょっと正確には把握できておりませんが、例えばごみ処理場に直接搬入することによって、ごみ袋の使用をしなくてもいいということがあります。直接搬入が若干量が増えているということも一つの要因になっているのではないかというふうに思います。

それから、ごみ袋はお金がかかりますので、利用者が上手に利用をするようになったのも一つの要因でないかなというふうに思っております。

議長（柴田喜八君） ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分
再開 午後 2時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

一般会計補正予算、質問ございませんか。

12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） ページは24ページ。これは消防費であります。19節。何か新しい指令装置を更新するということでもありますけれども、具体的にどのようなものなのか。

また、平成28年度にはデジタル通信に変わるのではないかなというような進め方もされている中で、その辺の兼ね合いもあわせてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案書の24ページの消防費の区分4の通信指令装置に関してのお尋ねがありました。この新しく導入しようとしております概要に触れたいと思います。

冒頭の予算の説明でもありましたけれども、現在の組合の中での消防の通信の体制は、例えば町で火災とか、救急が発生した場合は、47局の2419番に電話をかけていただいて、うちの支署の職員が対応し本部との連絡を取りながら、状況に応じて対応していくという形になっております。

今回、この装置は入れることによりまして、119番に通報していただきますとその受信から出動の命令から最後の終息まで、本部の通信センターにおいて一元的なコントロールと言いますか、制御をしていくような形が基本となります。ただ、支署においても、2419番にかかってくる場合もありますので、支署から本部のセンターへ効率的な通信をするということももちろん両方できるような仕組みになってございます。

また、1例としまして本部から訓子府で起きた火災でも、本部からサイレンを吹鳴させたり、一斉に団の出動ができるように、携帯のメールの登録をしておいて団員に出動の情報を与えるとかというような効率的なこともできるということでございます。

それと平成28年度のデジタル通信の導入との係わりでございますけれども、今のこのアナログのシステムは平成4年に導入されておりまして、その老朽化に伴い今回の導入、通信の形式はアナログなのです。

それで、今導入したら平成28年度からのデジタル化に無駄が生じるのではないかなというようなご質問でないかなと理解するのですが、老朽化して業務に支障が出れば、いざというときの消防行政でございますので、現在の状況に対応するための導入ということでご理解をいただきたいと思います。

従いまして、平成28年度のデジタル化にあたっては、またデジタルのシステムの更新ということが当然発生するものと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようなので、議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号の質疑を許します。国保会計です。30ページから。ありませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） ちょっと2点について、伺いたいと思います。

1つは、国保を運営する上で、基金の保有が一定水準必要だというようなことで、かなり早い時期から一定の水準の基金を保有するようという指導もたぶんあったと思うのですが、国保の基金も先ほど説明によりますと、今回取り崩したあと若干積みはしますけども、3,900万円程度になってしまったというようなことで、今の状態からすれば何か特別な状況になったときには、国保の会計は赤字になるということもありうる状況の水準になったと思うのですが、訓子府の国保の会計規模が大体9億円ですが、だから、それからすればたぶん1億円以上の基金が保有されていると安心して運営できるということになると思うのですが、その点で現在の基金の状況、理想の基金の状況と言いますか、そういうのを含めてどんな状況が好ましいというふうに考えておられるのか伺いたい。

それからもう1点は、一昨年からですか、いわゆる国保の滞納に関わって、短期証や資格証を発行していると。これもいわゆる制度化されたというようなことで、今そういう取り扱いが行われているのですが、今回の補正の状況を見ますと、滞納繰越分で一般の分で48万7,000円が追加になっていますし、退職者被保険の分で11万8,000円が追加になっています。具体的に聞きたいのは、この中でいわゆる税の徴収率を高めるという点から悪質な滞納者については資格証と。それから、そうと思われない分については短期証を発行しているということなのですが、実際に数字をどの程度、これによって徴収効果が上がっているのかなと、ちょっと疑問に思っているのですが、そういう点でどんなとらえ方をしているのかと。

それから、逆に資格証を発行することによって、病院には行かないと、あるいは短期証を発行することによって、病院には行かないという形で現れている状況と言いますか、減少としてそういうものが現れているのではないかと、ちょっと予想もするのですが、そういう点でそこら辺を国保を担当する所管ではどのように見ているのか伺いたい。

それから今回の滞納繰越分は、これらとの関わりで、このような数字が出ているというとらえ方なのかどうか伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） ただいま4点ほどのご質問をいただきました。

まず、1点目の基金の状況でございますけれども、議員ご指摘のとおり、平成18年度末で3,900万円程度になってしまうという。非常に、国保財政にとっては、厳しい状況になっていることは言うまでもない状況であります。

基金の現実的には、うちの町のような9億円規模の歳入歳出予算を計上しているところにおいては、一般的にですけれども約1億程度の基金の保有が持っていることが一番理想的でないかというふうには思っております。大体3ヵ月分ぐらいの医療費でしょうかね。そのぐらいの財源を確保していることが、運営上ベターだというふうに思っておりますけれども、現実的にはなかなか国保税上げるわけにもいきませんし、最低限の上げ幅で推移をしているというような状況から、徐々に基金がなくなっているという実体であります。

これも来年度におきまして、同じような状況が続くというふうに思っておりますけれども、何とかやり繰りしながら当面はがんばってみるしかないのかなと。場合によっては、赤字になることも想定はされますけれども、現時点では今急に国保税を上げるというのもし

かななものかなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っています。

それから2点目のご質問で、いわゆる短期証あるいは資格証の交付に伴いまして、その効果についてのご質問だったと思いますけども、こういう形で資格証あるいは短期証を交付しているという実態を町民の方にできるだけ理解をしてもらうようにしなければならないというふうに思いますけども、現時点ではこの交付の状況によって、効果が目に見えて上がっている状況には、正直申し上げてないと言わざるを得ないのかなと。ほんのわずかな効果と言いますが、目に見える効果は表れていないということでご理解をいただければというふうに思っております。

3点目につきましては、資格証の交付によりまして、その病院に行かない人が出ているのではないかというようなご質問でございますけれども、この資格証あるいは短期証の交付につきましては、町のほうとしましては、家庭の状況、あるいは子どもさんの状況等も加味しながら交付をするというような方向で考えております。病院にどうしてもいかなければならないものまで行かせないというような方向では考えておりません。従いまして、交付を受けている方については、概ね健康な方が多いのかなと。病院に行かないで済む方が多いのではないかというふうに思っております。

それと、今回補正させていただいております滞納繰越分の追加の分につきましては、これは新たに増えた方の分ということで、ご理解をいただければと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 正直な話、健康な人が資格証、短期証の状況から見ると病院にかかっていないと、健康な人なのだろうという認識なのですが、これによって例えば治療を必要とするのは抑制されて、特に健康を害したと、あるいは死に至ったという、まだ事例がないようなので、その点は不幸中の幸いかなとちょっと思っているのですが、ただ、今の話のように短期証あるいは資格証を発行してしまうと、結果的に病院に行かない状況になると。そうなりますと、いわゆる国民皆保険制度と言いますが、介護保険制度の趣旨からは相当ずれてしまうことを自治体としてやらざるを得ないということになってしまって、ある面では自分たちで制度の崩壊の道を分けてしまうことにつながってしまったのかなとちょっと思うのですが、これでちょっと聞きたいのは、今の状態で徴収できない。一応は、病院にかからなければ支払いは生じませんので、保険者としては一方的に保険料を課すのは課すのですが、通常は徴収になりません。そうなりますと、一定の期間がきますと時効消滅の問題が出てきます。これお互いにたぶん言い分も出てくると思うのです。

そんな中で、そこら辺のところを改善をするということが、場合によっては必要になってくるのかなと。そんなことでそこら辺の調整も含めて、制度上、保険料の取り扱い、それから加入者としての取扱。そういうものをその基準として持っていないとダメなのかなと思ったりもしますし、説得する材料も今のままではないのではないのかと思うのですが、そこら辺についてどうですか、ちゃんと整理するというようなことは考えないのですか。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） この資格証の交付につきましては、交付する前段で審査委員会というものを設けまして、内部で検討するのですが、その中にはできるだけ乱発は避けたいなど。本当に払いたくても払えない人というのは、現実的には生活が苦しくて払えない人もいたというのは十分理解できていますので、できるだけわずかずつでもいいから払っていただけるような方法を考えて対応をしていると。ですから、正直申し上げます、1,000円ずつでも払っていただければ資格証の交付は避けましょうという形で、できるだけ交付の件数を減らすような対応を今現在取っているということでございます。

この制度も、確かに国保の制度上、いろいろ問題があるという話もないわけではないですけれども、こういう対応の仕方もやむを得ないのかというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 35ページの保健事業、最後のところであります。健康審査助成金の30万円の追加になっておりますけれども、この30万円の追加の要因、内容についてお示しをいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 35ページの一番下の欄になろうかと思っておりますけれども、負担金及び交付金の健康審査助成金30万円の追加の内容でございますが、健康審査助成金につきましては、人間ドックと脳ドックに対する受診者に対して助成をしているものでありまして、人間ドックにつきましては、当初25人の予定をしておりましたけれども、46人ぐらいになる見込み、約20名ほど増えると。それから、脳ドックにつきましても、25人で予算計上しておりましたけれども、28人ということで、受診者の大幅増が増加の要因でございます。

議長（柴田喜八君） 先ほどの小林議員からの質問のあった消防費について、追加説明がございました。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） すみません。お時間をいただきます

小林議員のご質問に対してお答えした中で、ちょっと舌足らずなところがありましたので、ご説明を申し上げたいと思います。

平成28年度のデジタル化との兼ね合いの中で、今のシステムは一応デジタル回線を用います。用いますけれども、平成28年度時点でのまた全体的な見直しの中で、一部経費がかかることもあるかもしれないということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） あとほかにございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質問がないようですので、議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号の質疑を許します。36ページからです。老人保健会計。ございませんか。ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質問がないようですので、議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号の質疑を許します。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 43ページをお願いいたします。介護認定審査会の件でありま
すけれども、該当者が少なかったということで減額になっておりますけれども、現状と言
いますか、平成18年度はまだ終わっていないのですが、実質何件あったのか伺いたいと
思います。

それと、いわゆるその介護度の内容によって、1件の調査費の経費というのは、段階に
よって差があるのかないのかもちょっと伺いたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 2点ほどお尋ねをいただきました。

介護認定審査会の減額でございますけれども、件数につきましては、当初345件で見
込んでおりましたけれども、現在の見込みで288件ということで、57件ほど件数が減
る見込みでございます。

介護度の内容によって、差があるのかということとございますけれども、これについ
ては差はございません。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。よろしいですね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第5号の質疑を許します。下水道関係です。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号の質疑を許します。水道会計になります。水道会計ございませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 1点だけちょっと聞きたいと思うのですが、この年度で漏水調
査をやることになっていたのですけども、どの程度終わりましたか。

議長（柴田喜八君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 流量計設置後の漏水調査につきましては、職員によって2月
の中にやっております。日にちはちょっとここで明確にはわかりませんが、その中で
訓子府の市街地を中心に実施しております。一度、一晩かけてやって、大体3ブロックに
分けてそれぞれの場所の大まかな漏水の量というのがわかっています。ただ、まだ1回で
するので、これからまた続けてやるようなことを考えております。

今回の職員でやる調査につきましては、ブロックでの配水流量計設置をして、その数
字を見てこのブロックでこのぐらいが漏水しているということの把握でございますので、
具体的な場所等につきましては、今年度は無理と思います。平成19
年度以降の予算でまた計上していくようなこととなります。

以上です。

議長（柴田喜八君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を全部終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第20号、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号を採決いたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第20号、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第17号

議長(柴田喜八君) 次に、日程第12、議案第17号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書63ページになります。霊きゅう車の関係です。

町民課長。

町民課長(山川栄二君) 議案書の63ページでございます。

議案第17号 霊きゅう自動車に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

霊きゅう自動車に関する条例(昭和44年条例第15号)の廃止する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下でご説明いたします。

霊きゅう自動車に関する条例(昭和44年条例第15号)は廃止するものであります。

廃止の理由でございますけれども、現在の霊きゅう自動車につきましては、昭和56年購入車でありまして、すでに25年を経過しているというようなことから、部品を交換するような故障がもし起きた場合には、取り替える部品もないというようなことから、利用者に多大なご迷惑をかけるというようなこと。また、さらには新たに新車を購入するにしましても、財政的に非常に厳しい状況にあること。管内でも、市町村の直営で運営しているのは、今現在のところ訓子府町と置戸町の2町のみであるというようなことから、この際霊きゅう自動車を廃車をすることとして、条例を廃止しようとするものであります。

なお、議員の皆さんももうご承知のとおり、町内の業者がすでに陸運局の許可を受けて営業を開始をしていることもご報告をさせていただきたいと思っております。

附則でありますけれども、この条例は、平成19年4月1日から施行するものであります。

以上、霊きゅう自動車に関する条例を廃止する条例の制定について、ご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより議案第17号の質疑を行います。

1人につき3回まで質疑できます。ご質疑ございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） この廃止については、以前から話がありまして理解はできるわけですが、廃止につきまして、今後のことについて少し伺いたいと思います。

これちょっと調べたのですけれども、今の基本料金は8,736円となっております、参考までに昨年お世話になった私の件ですけれども、7月の時点で総額で59,133円、それから12月の時点で、これは冬料金ということで20%増しということになっておりましたけれども、7万960円ということでありました。

それで、今後心配されるのは使用料金のことなのですけれども、管内では訓子府と置戸だけということで、おそらく近隣の町村の数字に合わせたことも含めて調整されると思うのですけれども、町として民間の業者の方と約束事と言いますか、そういう話し合いの場を持ってもらえるのかどうかというのが1点と。

それから、今回の場合は霊きゅう車とバスが別々なわけですし、かなり料金は違ってくると思うのです。その辺の考え方。たまたま訓子府の霊きゅう車の場合は、小型バスということで陸運局の許可が違います。現在、民間の予定しているところではそういうのがあるのかないかわかりませんが、利用料が当然変わってくると思います。この辺の点について、どのように想定しているのか伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 条例の廃止についての関連でご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、現在の料金で言いますと、夏料金については約6万円、それから冬料金については約7万円というような料金設定になっております。うちの料金設定につきましては、マイクロバスなのですけれども、条例自体は一応普通料金で設定をしております。ですから、当然1台分の普通車料金ということでの条例の設定をしているところでございます。

今回、新たに業者が営業をはじめましたけども、霊きゅう車については普通車でなくて大型車の登録になっています。

それから、そのほかに当然霊きゅう車のみですから、1人しか乗せられません。1人と言うか、せいぜい2、3人です。ですから、家族の方を乗せるためには、マイクロバスあるいは大型バスをそれに付けていくということになりますと、当然のことながら料金については、町でもらっている料金から見ますと正確ではありませんけれども、約2、3万円増額になるというふうに聞いております。この料金につきましても、大型バスの場合はまだまだもう少し大きい額で徴収はできるのだそうでございますけれども、北見の業者で出すバス料金よりは、安い設定をしていただいているというふうに理解をしております。このことにつきましては、料金を設定する段階で業者の方も町のほうに見えまして、料金設定のお話を実際にお聞きしたところでございますけれども、町としては住民の利用の関係もあるので、できるだけ安い料金で設定できるものであればしていただきたいということをお願いをしております。現実的には、霊きゅう車の料金は、一応基本的な大型車の料金を取っていると。バスの料金の代金である程度減額をしていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

実際には、町の委託料金の2万円から3万円増額になるということでございます。霊きゆう車とバスは別々になりますので、2台を出すことになりますので、その分が増額になると。それと霊きゆう車が普通車から大型車になると。その分の差額と合わせまして、2万円から3万円の増額になるということでございます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） かなり交渉、話し合いは進められているようですが、料金によっては、いわゆる関係者と言いますか、最近かなり北見の葬斎場というのが結構あるのです。それで、地元でありますとそれなりの効果と言う言葉はおかしいのですが、それなりのことがありますので、できるだけその辺を業者と相談して、なるべく「北見よりは比較的安いんだ」という方向で一つ交渉をしていただきたいと。そうでないと、場合によっては、北見の業者のほうがいいということになりますと、せっかく用意してもらっても、訓子府の町でできれば最期を終わらせたいということが、北見まで行かざるを得ないような状況になると思いますので、その辺の話し合いも、ぜひ詰めておいていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 北見の業者との比較も今ご質問の中でありましたけども、基本的には北見の業者より高くなることはあり得ないというふうに考えております。訓子府の業者の方も、一部今北見の業者が請け負っていた部分を請け負っているという実態もありますので、そういうことも考えますと、ほかの業者よりは高くはならないだろうというふうに思っております。

議長（柴田喜八君） ほかにございせんか。ありませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論もございせんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆さんにちょっとお諮りいたしますが、このあと次の議案に入るか、今日これで止めるようにしますか、平成19年度の予算案になるわけですが。

（「審議続行」との声あり）

議長（柴田喜八君） 審議続行ということですので、ここで午後3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時06分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

平成19年度予算案の提案にあたって

議長（柴田喜八君） 日程第13、町長から平成19年度予算案の提案にあたっての説明をいただきます。

町長。

町長（深見定雄君） 平成19年第1回定例町議会が開会され、平成19年度予算案を提案するにあたり、その概要等をご説明申し上げご理解を賜りたいと存じます。

皆様には、すでにご承知のとおり、今年は統一地方選挙の年にあたり、4月8日には北海道知事、北海道議会議員選挙が、4月22日には町長、町議会議員選挙が行われることとなっておりますことから、今年度の政策的で主要な事業等につきましては、町政を担う新しい体制のもとで明らかにされるべきものと考えております。

私は、平成3年の町長就任以来16年間にわたり、一貫して「いきいき・はつらつ・心のかようまちづくり」を町政執行の基本理念とし、「公平でわかりやすい町政」「誠実で清潔な信頼される町政」「町民の利益を大切にす町政」の3本の柱を基本姿勢として諸般の施策推進に全力で取り組んでまいりました。

この間、町議会議の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、「訓子府に住んでいて良かった」と思っていただけのように、誠心誠意、まちづくりの推進に努めてきたところであります。

過去16年を振り返りますと、施設整備につきましては、国営、道営、団体営などの有利な補助事業などを積極的に導入し、道路、橋梁、河川などの生活環境整備をはじめ、基幹産業である農業の基盤整備などに努め、各事業を概ね順調に進めることができました。

中でも、国及び北海道はもとより、関係者の皆様のご理解とご協力により、叶橋過疎代行事業をはじめ、温水プール、農業交流センター、役場庁舎・総合福祉センターの建設や、商店街近代化事業と並行して進めました街並み整備事業と電線類地中化事業の完成、さらには麦乾燥貯蔵施設建設やパワーアップ事業に代表される各種の生産基盤整備事業などを推進させていただきましたが、それぞれの事業効果の大きさを改めて認識するとともに、将来のふるさと訓子府の発展に寄与するものと確信しているところであります。

これらの事業の推進につきましては、ご協力を賜りました町議会議員の皆様、町民の皆様、ご協力いただいた多くの関係各位に深く感謝を申し上げます。

このように、まちづくりが概ね順調に進んだ一方では、財政健全化のため、行政サービスの一部見直しをはじめ、職員数や人件費抑制などの行政改革を推進したり、異常気象などがもたらす農作物被害や農産物の価格問題や商工業振興に係る長期的な多くの課題に直面しながら、町民の皆様のご力強いご支援とご理解をいただく中で、それらの対策にあたってきたところでございます。

さて、平成19年度につきましては、国が進めている行財政改革のもとで、地方交付税のあり方や各種補助金、交付金等の見直しが一段と厳しさを増すことが想定されます。

また、本町におきましては、町税が税源移譲によりやや増加するものの地方交付税や各種交付金が大きく削減されることも想定されますことから、引き続き厳しい財政運営が続くものと思われまます。

こうした中にありまして、平成19年度の一般会計当初予算につきましては、年間と将来の財政見通しの上に立ちながら義務的経費、継続事業を中心として、いわゆる骨格予算としての内容で計上させていただきました。そのうち新規及び主な事業としまして、公社営畜産担い手育成総合整備事業、3地区における道営畑総事業、道営柏丘2期地区農免農道整備事業、高園地区一般農道整備事業、ミニバックホーほか車両購入事業、個別排水処理施設整備事業などに加え、居宅介護支援事業や地域活動支援センター運営費補助事業などに要する経費を計上するなど、基幹産業である農業の基盤整備や町民福祉の維持・向上に努めながら、一般単独事業の縮減あるいは議員定数減や町職員の退職者不補充などに代表される経費削減にも配慮したところであります。

また、特別会計及び企業会計につきましては、各会計の趣旨を考慮しながら年間予算を計上させていただきました。

特に、国民健康保険事業特別会計では、保険財政共同安定化事業の制度創設などの施策を講じたほか、介護保険事業特別会計では、介護保健事業を安定的に運営するための保険給付など、所定の予算を計上させていただいております。

また、前年度に比べ、老人保健事業特別会計は医療諸費の、下水道事業特別会計は下水道事業費等の減額の予算を計上させていただいております。

町政の総体的な執行方針につきましては、改選後に策定されることとなりますが、当初予算案につきましては、行政の責任であります継続性に十分な配慮をさせていただきましたので、特段のご理解を賜りたいと存じます。

さて、今後の町政運営にあたりましては、従来にも増して、外に向けては広域的観点に立ち近隣市町との連携を強め、内に向けては行政改革を継続しながら住民の意見を適切に把握し協働のまちづくりに努め、幅広い行政課題に対応していかなければならないと考えます。

そのためには、職員は効率的な行政の担い手として認識を新たにするとともに、町民の皆様も自らの役割に対するご理解をいただき、一致協力して今後のまちづくりにあたっていただきたいと存じます。

この16年間、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様から寄せられたご厚情に対しまして深く感謝を申し上げますとともに、ふるさと訓子府町が希望と活力に満ちあふれた町となるよう、今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、平成19年度予算案を提案するにあたりましての町政の概要といたします。

散会の宣告

議長（柴田喜八君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からです。

散会 午後 3時15分